

議案第 4 号

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、これまでのマイナンバーカードに加え、スマートフォン等を使用したコンビニエンスストア等の端末機における印鑑登録証明書の交付が開始されることを受け、多様化する交付の申請方法を規則に委任するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例

我孫子市印鑑条例（昭和54年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）は、磁気ディスクをもつて印鑑登録原票として調製することができる。</p>	<p>(印鑑登録事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）<u>のうち第2号から第8号までの登録事項</u>は、磁気ディスクをもつて印鑑登録原票として調製することができる。</p>
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機<u>を使用して、規則で定める方法</u>により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>自ら</u>本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、</u>印鑑登録証明</p>

書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。